#### 1 概要

高齢者である親と子や孫等が、世代間でお互い支え合いながら生活する多世代家族の形成を促進することにより、高齢者の孤立を防ぎ、家族の絆の再生を図ることを目的として、高齢者と子等が袖ケ浦市で同居または近隣に居住するために要した住宅の新築、購入、増改築、または転居等の費用の一部を助成します。

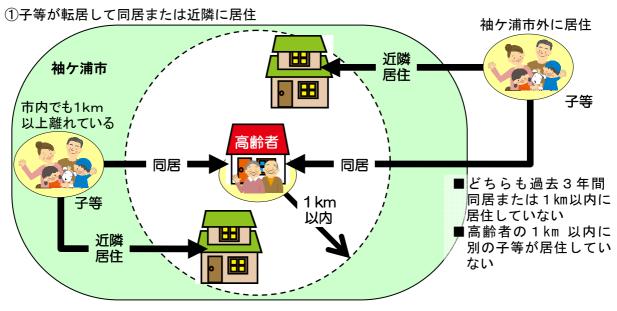
#### 2 対象要件

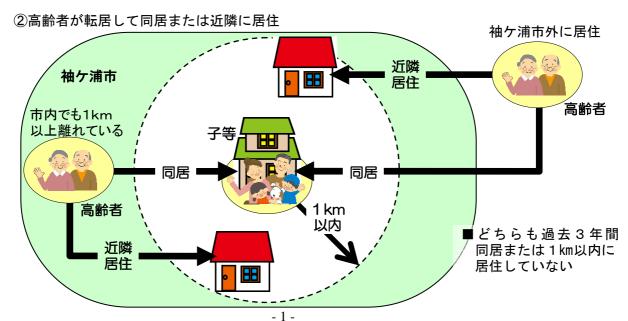
助成を受けられる方の主な対象要件は、次のとおりです。

#### (1)基本の要件

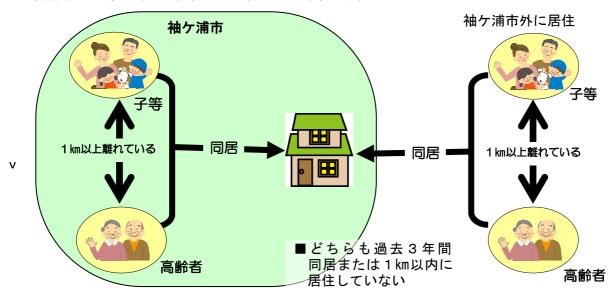
- ・離れて暮らしている高齢者と子等が、同居または近隣(直線で1キロメートル以内)に居住 すること
- ・同居または近隣に居住するため、高齢者と子等のどちらか一方もしくは両方が転居を行うこと (助成を申請する日から過去3年以内に、同居または近隣に居住していた場合は対象外です)
- ・子等のみが転居して高齢者と同居または近隣に居住する場合、高齢者の近隣(直線で1キロメートル以内)に、既に別の子等が居住していないこと

#### 【対象となる場合】





※高齢者と子等の両方が転居して同居しても対象です。



#### (2) 高齢者に対する要件

- ・60歳以上、または介護保険の要介護認定等を受けている方であること
- ・ひとりで暮らしている、または高齢者のみで暮らしていること
- ・高齢者以外の方が一緒に暮らしている場合でも、次の条件に該当する場合は助成の対象となります
  - 一緒に暮らしている方が、
  - ①18歳以上60歳未満であっても重度の障害を持っている

重度の障害

身体障害者手帳:1級、2級 精神障害者保健福祉手帳:1級

療育手帳: (A) 、 A

- ②18歳未満である
- ③高齢者の配偶者である
- ※ただし、高齢者以外の方全員が①~③のいずれかに該当すること

#### (3)子等に対する要件

子等は、高齢者の直系卑属またはその配偶者であること

#### (4) その他の要件

- ・同居または近隣に居住している状態が、今後5年以上継続し、相互に協力して必要な支援を 行うことができる見込みであること
- ・住民税及び固定資産税の滞納がないこと(同居や近隣に居住するために市外から転居した場合は、転居前の市町村でも滞納がないこと)
- ・同居または近隣に居住することとなった住宅を生活の本拠地としていること
- ・高齢者及び子等の世帯全員が、他制度の公的住宅扶助(生活保護等)を受けていないこと
- ・高齢者及び子等の世帯全員が、この事業の助成を過去に受けていないこと

#### 3 助成内容等

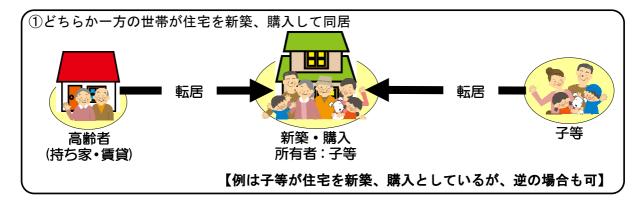
助成の内容等は、次のとおりです。

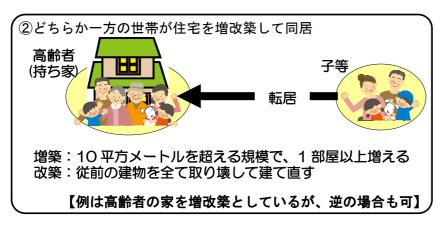
(1)住宅を新築、購入、増改築して同居 ※第4条第1号の助成

助成対象	住宅の新築費用					
費用(※)	住宅の購入費用					
	住宅の増築費用					
	(10平方メートルを超える増築で居室1室以上が増える場合に限ります)					
	【住宅改修(リフォーム)は対象となりません】					
	住宅の改築費用(従前の建築物を全て取り壊し、建て直す場合に限ります)					
要件新築、購入した住宅の所有者は、高齢者、子等または同居する世帯員であ						
	増築、改築した住宅の所有者は、高齢者または子等であること					
	高齢者専用の部屋が1部屋以上あること					
	住宅または増築の建築確認手続きを行っている					
助成額	助成限度額30万円					
	(新築、購入、増改築費用の2分の1か30万円のどちらか低い方の金額)					
申請者	住宅の新築、購入、増改築に係る契約を締結した者					
申請期間	建物に係る登記完了日から1年以内					

(※)助成の対象となるのは、居住用部分に限ります

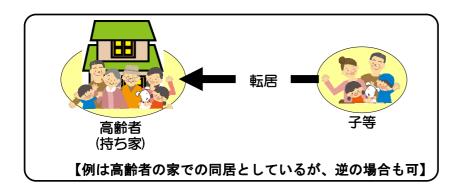
助成対象費用が他の助成制度の対象となっている場合、他の助成制度の対象となっている費用はこの助成の対象にはなりません。





### (2)住宅を新築、購入、増改築せずに同居 ※第4条第2号の助成

The desired with the property of the control of the						
助成対象	同居するために転居する世帯の引越費用					
費用	(貨物自動車運送事業法第3条の許可を受けている者に委託した場合のみ)					
要件	同居する住宅の所有者は、高齢者、子等または同居する世帯員であること					
	高齢者専用の部屋が1部屋以上あること					
助成額	助成限度額5万円(引越費用の2分の1か5万円のどちらか低い方の金額)					
申請者	引越に係る契約を締結した者					
申請期間	同居することとなった住民基本台帳の異動日から1年以内					

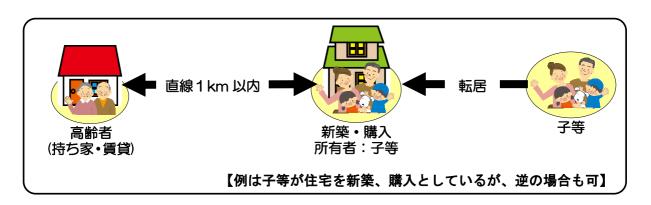


### (3)住宅を新築、購入して近隣に居住 ※第4条第1号の助成

助成対象	住宅の新築費用					
費用(※)	住宅の購入費用					
要件	新築、購入した住宅の所有者は、高齢者または子等であること					
	高齢者と子等のそれぞれの住宅が、直線で1キロメートル以内にあること					
	住宅の建築確認手続きを行っている					
助成額	助成限度額30万円					
	(新築、購入費用の2分の1か30万円のどちらか低い方の金額)					
申請者	住宅の新築、購入に係る契約を締結した者					
申請期間	建物に係る登記完了日から1年以内					

## (※)助成の対象となるのは、居住用部分に限ります

助成対象費用が他の助成制度の対象となっている場合、他の助成制度の対象となっている費用はこの助成の対象にはなりません。



### 4 助成金の返還

いずれの場合も、取得した住宅を居住以外の用途に使用したり、5年未満で同居または近隣に居住することを解消したり、住民税または固定資産税に滞納が発生した場合や、助成決定者が提出した書類に偽りや不正があった場合は、助成金の返還を命じる場合があります。

## 5 申請に必要なもの

申請にあたり必要となるものは、次のとおりです。

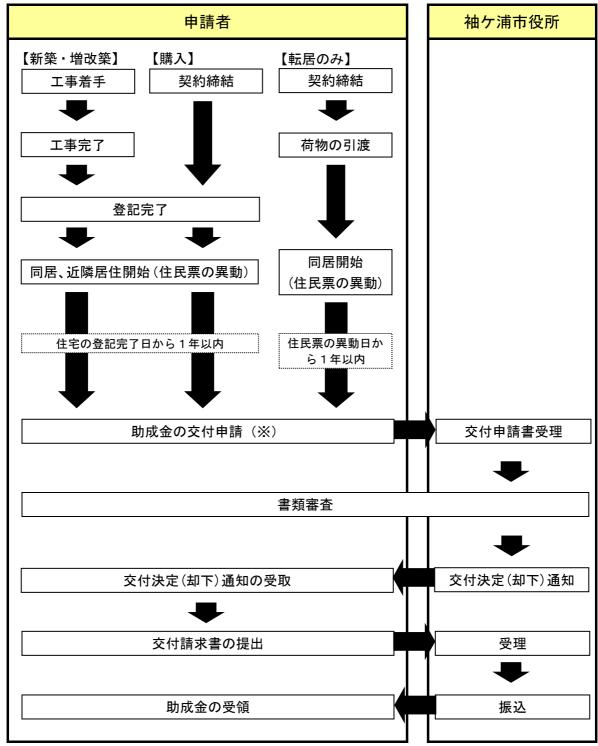
同居または近隣に居住する方法によって必要となる場合があります。ご不明な点がありました ら、事前に高齢者支援課へ確認してください。

# ◆袖ケ浦市世代間支え合い家族支援事業助成金交付申請書(様式第1号)

# ◆添付書類一覧

	添付書類	備考	具体的な 提出書類	第4条第1号の 助成を受ける 場合 (最大30万)	第4条第2号の 助成を受ける 場合 (最大5万)
1	袖ケ浦市世代間支え合い家族 支援事業調査書(様式第2 号)	申請書と共にご記入いただく様	袖ケ浦市世代間支え合い家 族支援事業調査書(様式第 2号)	0	0
2	誓約書(様式第3号)	式です。窓口、 またはHPからダ ウンロードでき	誓約書(様式第3号)	0	0
3	同意書(様式第4号)	ます。	同意書(様式第4号)	0	0
4	助成対象世帯員全員の住民税 及び固定資産税納税証明書	税金の滞納がないことを 確認します。	納税証明書、または非課税 証明書等	0	0
5	助成対象世帯員全員の住民票の写し	申請時点で袖ケ浦市内に 住民登録があることを確 認します。	同意書(様式第4号)を もって、提出不要です	0	0
6	助成対象世帯員全員の助成の 申請をする日前3年の居住地 が確認できる書類	親と子が過去3年間離れ て暮らしていたことを確 認します。	戸籍の附票等	0	0
7	助成対象世帯員全員の続柄が 確認できる書類	親子関係を確認します。	戸籍の抄本等	0	0
8	建物の登記事項証明書の写し	建物の所有者と登記の日付を確認します。	建物の登記事項証明書の写し	0	0
9	同居等をすることとなった住 宅の案内図、建物配置図及び 建物平面図	親世帯の居室や建物の場 所などを確認します。	同居等をすることとなった 住宅の案内図、建物配置図 及び建物平面図	0	0
10	建築確認手続きに伴う検査済 証の写し	建築基準法に適した建物 であることを確認しま す。	建築確認手続きに伴う検査 済証の写し	0	
11)	同居等をするための住宅の新 築、購入、増築及び改築に要 する費用が確認できる書類	契約金額及び契約を締結 したことを確認します。	契約書の写し、領収書の写し等	0	
12)	同居をするための家財の運搬 に要した費用の支払いが確認 できる書類	契約金額及び契約を締結 したことを確認します。	領収書の写し等		0
13	その他市長が必要と認める書 類			※必要な場合 のみ	※必要な場合 のみ

6 世代間支え合い家族支援事業手続きの流れ



- (※) 交付申請時の必要書類は、同居または近隣に居住する方法によって異なるため、個別にご 案内します。
- •助成金交付手続きは、同居または近隣の居住を開始してからになりますが、同居または近隣の居住を開始する前に、助成金の交付対象となるかどうかの確認をしてください。
- ・フラット35地域連携型を利用する場合は、借入の契約をする前に市から本制度の対象である証明を受ける手続きが必要となります。詳しくはお問い合わせください。 世代間支え合い家族支援事業に関する問合せは、こちらにお願いします。

【問合せ先】 袖ケ浦市役所 高齢者支援課 高齢者福祉班 電話 0438-62-3219(直通)